

回 覧

平成28年度日の里9丁目町内会長公募のお知らせ

平成27年度日の里9丁目町内会長
今川 泰志

日の里9丁目では、現会長の任期が平成28年3月開催総会を以って満了するため、町内会会則第7条及び8条に基づき、平成28年度の町内会長を下記により公募致します。

希望される方は下記事項をご確認いただき、ご応募下さい。

記

1. 応募補資格 : 日の里9丁目町内会加入世帯の者であること。
2. 応募期間 : 平成27年11月1日～30日
3. 応募届出先 : 現町内会長 今川 泰志

4. 問合せ先 : 第3項に同じ
5. 届出内容 : 氏名、住所、年齢、町内会業務経験内容
6. 届出方法 : 持参、郵送、ファックス、電話
7. 選考結果連絡 : 12月下旬の予定
8. 参考(会長選出に係る会則)

(役員を選出)

第7条 役員を選出及びその他の組長の役職の決定は、次の方法による。

- (1) 町内会長の選出は公募を原則とし、任期を3年とする。
- (2) 各役員および他の組長の役職は町内会長が組長と合議して決める。
- (3) 役員および役職の希望者がいる場合は、組長の過半数の承認を得て決定する。

(町内会長選考委員)

第8条 町内会長選考委員の集合体を同委員会という。

2. 委員は町内会長と、副会長(複数)の3名とするが、その中に町内会長の候補者が含まれる場合には、第6条の部長職の順位に従い代行者を補充する。
3. 委員会の運営は、全員合意を条件とする合議制とする。

4.委員の職務

町内会長の候補者を募集する。その候補者以外に、委員が町内会長の適任と考える会員を候補者とすることができる。

(2) 委員は候補者の見識と、町内の大方の評価を勘案し、町内会長の候補者を2名に絞り、組長会議に提案する。

(3) 候補者がいない場合は、次年度の組長から町内会長の候補者を選び、組長会議に提案する。

(4) 組長会議では、候補者から1名を選び、総会に提案する町内会長の候補者とする。

(5) 組長から選ばれた町内会長に限り、任期を1年とすることができる。

(6) 組長から町内会長が選ばれた場合、町内会長の激務を緩和するため、組長の職務を解き、当該組から次席の組員を組長とする。

以上